

ケミトックス環境ニュース (Vol. 71)

2022年9月26日
株式会社ケミトックス
藤岡 博明施行された EU の RoHS 指令のその後
改正 RoHS2 の規制追加 2 物質の扱い

テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)と中鎖塩素化パラフィン (MCCP)が改正RoHS2の規制対象候補物質として最も有力であることが判明し、その決定時期について予測を含めて過去に報道があり、2022年末には公表される見込みでした。今回、欧州で開催された会議で、その2物質の扱いについて一部、判明しましたので、報告致します。なお、RoHS指令の改訂の歩みについて体系化すると概略図1のようになります。

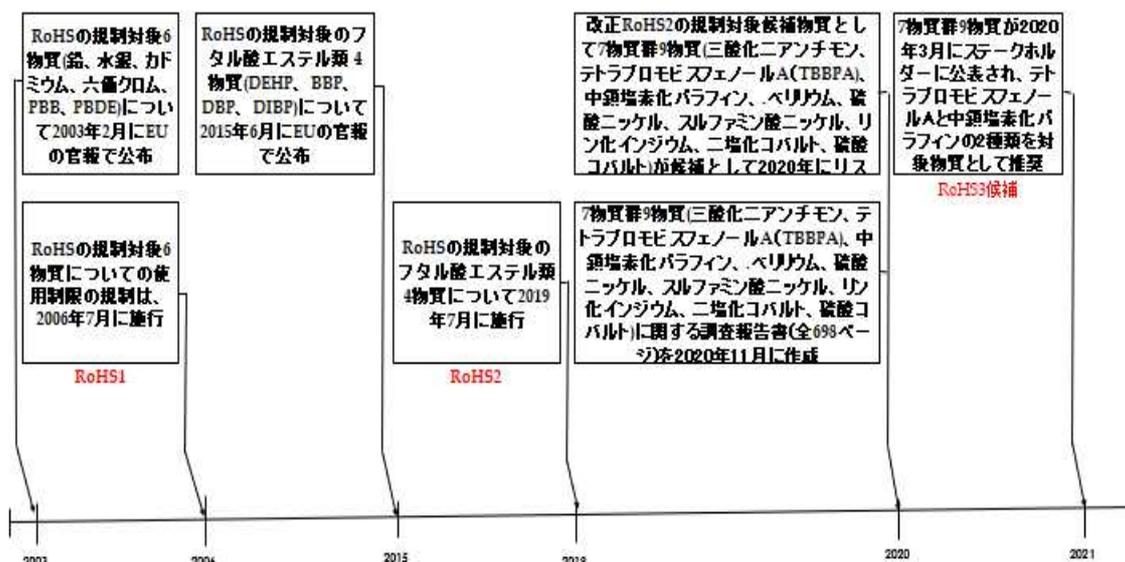


図1 RoHS指令の歩み

欧州委員会は、電気電子機器(EEE=Electrical and Electronic Equipment)における有害物質(RoHS)の制限に関するEU指令の改訂(改正RoHS2)に関する提案の公表を延期しました。

提案は当初、2022年末までに公表される予定でしたが、指令を検討するプロセスは、当初予想されていたよりも多くの時間を必要としたため、とされています。現在、欧州委員会が、REACHレビューや、持続可能な製品のエコデザインに関する規制について最近提示された立法案など、進行中の他のプロセスも並行して検討していることも関係しております。

2022年7月11～12日に開催された“Chemicals Management for Electronics in Europe 2022”の会議において、専門家であるSteven Andrews氏から、RoHSの改訂に関する提案は2023年の第2四半期に行われると報告され、2022年末の実施は困難であることが判明しました。



Steven Andrews (Assent)

Andrews氏は2023～2024年にかけてEU理事会と議会の間で交渉が行われる可能性が高く、従って、改正RoHS2であるRoHS3は2024年末までに合意され、「おそらく2027年頃に発効する」可能性があるとの見解を述べました。

2022年3月15日、委員会はレビューに関するパブリックコンサルテーションを開始しました。これは、「指令」を「規則」に変更するオプションもあり、Andrews氏は、「RoHS3は『規則』になる可能性が高い」と述べています。製品関連の法律は、一般的に「指令」の形式になっており、各加盟国の国内法に置き換える必要があります。ただし、「規則」については、国内法への置き換えの必要はなく、規定された日付からEU全体で施行されます。

Andrews氏によると、

- ・「指令」から国内法への置き換えによる、加盟国間での施行時期のずれが生じず、かつすべての加盟国において公平な競争の場が生まれること、また
- ・「規則」であれば、個別の加盟国が法律を誤解したり変更したりするリスクがないことから、業界は「規則」の方をより支持する傾向があります。

ケミトックスでは、今後もRoHS3の審議状況を追っていき、最新の動向を適宜お伝えしてまいります。また、新たな物質の指定を念頭に置いて、社内の分析サービス拡充の準備も進めております。

海外化学物質に関する各種分析、コンサルティングをご希望の方は、いつでもお気軽に担当：藤岡 (hi-fujioka@chemitox.co.jp / Tel: 03-3727-7111) までお問い合わせください。

参考資料

1. Chemicals Management for Electronics in Europe 2022
<https://events.chemicalwatch.com/438029/chemicals-management-for-electronics-in-europe-2022>
2. <https://www.assent.com/capabilities/expertise/steven-andrews/>